

別紙

松本市議会委員会条例の一部を改正する条例

松本市議会委員会条例（昭和42年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管等）	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管等）
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 〔略〕	(1) 〔同左〕
(2) 厚生委員会 8人	(2) 厚生委員会 8人
ア 〔略〕	ア 〔同左〕
イ <u>こども部</u> の所管に属する事項	イ <u>こども若者部</u> の所管に属する事項
ウ・エ 〔略〕	ウ・エ 〔同左〕
(3) 経済文教委員会 8人	(3) 経済文教委員会 8人
ア～ウ 〔略〕	ア～ウ 〔同左〕
エ 〔略〕	エ <u>スポーツ部の所管に属する事項</u>
オ 〔略〕	オ 〔同左〕
カ 〔略〕	カ 〔同左〕
(4) 〔略〕	(4) 〔同左〕
2 〔略〕	2 〔同左〕
（ <u>オンラインを活用した委員会</u> ）	（ <u>委員会の開会方法の特例</u> ）
第15条の2 〔略〕	第15条の2 〔同左〕
2 〔略〕	2 〔同左〕
3 〔略〕	3 〔同左〕
4 〔略〕	4 〔同左〕
	5 <u>オンライン委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>

(出席説明の要求) 第21条 [略] 2 第15条の2第1項の規定によりオンライン委員会が開会される場合において、前項の規定により出席を求められた者が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に<u>出席</u>することができる。 (秩序保持に関する措置) 第22条 [略] 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終</u>るまで発言を禁止し、又は退場させること（オンライン委員会において、第15条の2第3項の規定により当該委員会にオンラインによって参加する委員にあっては、当該オンラインによる参加を中止させることをいう。）ができる。 3 [略] (公述人の決定) 第25条 [略] 2 [略] 3 第15条の2第1項の規定により開会されるオンライン委員会で公聴会が開かれる場合において、公述人が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該公聴会に<u>出席</u>することができる。 (公述人の発言) 第26条 [略] 2 [略]	(出席説明の要求) 第21条 [同左] 2 第15条の2第1項の規定によりオンライン委員会が開会される場合において、前項の規定により出席を求められた者が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に<u>参加し、説明</u>することができる。 (秩序保持に関する措置) 第22条 [同左] 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終</u>わるまで発言を禁止し、又は退場させること（オンライン委員会において、第15条の2第3項の規定により当該委員会にオンラインによって参加する委員にあっては、当該オンラインによる参加を中止させることをいう。）ができる。 3 [同左] (公述人の決定) 第25条 [同左] 2 [同左] 3 第15条の2第1項の規定により開会されるオンライン委員会で公聴会が開かれる場合において、公述人が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該公聴会に<u>参加し、意見を述べる</u>ことができる。 (公述人の発言) 第26条 [同左] 2 [同左]
--	--

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させること（前条第3項の規定によりオンラインによって<u>出席する</u>公述人にあつては、当該オンラインによる<u>出席</u>を中止させることをいう。）ができる。 （参考人） 第29条 [略] 2 [略] 3 第15条の2第1項の規定によりオンライン委員会が開会される場合において、第1項の規定により出席を求められた参考人が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に<u>出席する</u>ことができる。 4 [略] （記録） 第30条 [略] <u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> <u>3 前2項の記録は、議長が保管する。</u>	3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させること（前条第3項の規定によりオンラインによって<u>参加する</u>公述人にあつては、当該オンラインによる<u>参加</u>を中止させることをいう。）ができる。 （参考人） 第29条 [同左] 2 [同左] 3 第15条の2第1項の規定によりオンライン委員会が開会される場合において、第1項の規定により出席を求められた参考人が委員会の招集場所への参集が困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に<u>参加し、意見を述べる</u>ことができる。 4 [同左] （記録） 第30条 [同左] <u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同</u>
--	---

	<u>項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。